3　被請求国は、請求された共助の実施が自国において進行中の捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）を妨げると認める場合には、当該実施を保留することができる。被請求国は、その保留の理由を請求国に通報し、その後の手続について協議する。被請求国は、当該実施の保留に代えて、必要と認める条件を請求国との協議の後に付すことができる。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

4　被請求国は、請求国が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。被請求国は、これらの情報を開示することなく請求された共助を実施することができない場合には、請求国にその旨を通報するものとし、請求国は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。

5　被請求国は、請求された共助の実施の状況に関する請求国による合理的な照会に回答する。

6　被請求国は、請求国に対し、請求された共助を実施することができたか否かにつき速やかに通報し、また、その実施の結果得られた証言又は供述（証言、供述又は物件の提出を求められた者による請求国の法令に基づく免除、不能又は特権の主張を含む。）を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。被請求国は、記録若しくは文書の原本又は、合理的な理由がある場合には、それらの認証された謄本を提供する。被請求国は、請求された共助の全部又は一部を実施することができなかった場合には、その理由につき請求国に通報する。

第十一条　共助の拒否事由

1　被請求国は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。

(a)　被請求国が、請求された共助が政治犯罪又はこれに関係する犯罪に関連すると認める場合

(b)　被請求国が、請求された共助の実施により自国の主権、安全、公共の秩序その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合。この(b)の規定の適用上、請求国の法令の下で死刑を科し得る犯罪又は、日本国と附属書Ⅳに掲げる一の加盟国との関係においては、請求国の法令の下で無期の拘禁刑を科し得る犯罪に関する共助の実施については、その実施のための条件に関し被請求国と請求国との間で合意がある場合を除くほか、被請求国は、当該実施により自国の重要な利益が害されるおそれがあると認めることができる。

(c)　被請求国が、共助の請求が何人かを人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは性を理由に訴追し若しくは刑罰を科する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあると認めるに足る十分な理由がある場合

(d)　被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）であって共助の請求の目的であるものの対象となる者について、日本国又は加盟国において同一の事実により確定判決を受けたことがある者であると認める場合

(e)　被請求国が、共助の請求がこの協定に定める要件に適合していないと認める場合

2　被請求国は、請求国における捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合には、自国の法令に基づき強制措置が必要となる共助を拒否することができる。日本国と附属書Ⅳに掲げる二の加盟国との関係においては、被請求国は、請求国における捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合には、共助を拒否することができる。

3　被請求国は、銀行による秘密の保持を理由としては、共助を拒否することができない。

4　被請求国は、この条の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自国が一定の条件を付して共助を実施することができると認める場合には、請求国と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

5　被請求国は、共助を拒否する場合には、請求国に拒否の理由を通報する。

第十二条　費用

1　被請求国は、請求国と被請求国との間に別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要するすべての費用を負担する。

2　1の規定にかかわらず、次の費用については、請求国と被請求国との間に別段の合意がある場合を除くほか、請求国が負担する。

(a)　鑑定人に支払う手数料

(b)　翻訳、通訳及び記録に要する費用

(c)　第二十二条及び第二十四条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費

(d)　ビデオ会議を行うための回線の設営のために被請求国において生ずる費用及び当該回線の被請求国における使用に関連する費用

(e)　特別な費用

3　請求国及び被請求国は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要となる場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議を行う。

第十三条　証言、供述、物件又は情報の使用制限

1　請求国は、被請求国の事前の同意がない限り、この協定の規定に従って提供される又はこの協定の規定の下で他の方法によって取得される証言若しくは供述を文書化し若しくは記録した物その他の物件又は情報（個人情報を含む。）を該当する共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）以外の手続において使用してはならない。被請求国は、この同意を与えるに当たり、自国が適当と認める条件を付すことができる。

2　被請求国は、請求国がこの協定の規定に従って提供される又はこの協定の規定の下で他の方法によって取得される証言若しくは供述を文書化し若しくは記録した物その他の物件又は情報（個人情報を含む。）を秘密のものとして取り扱うことを要請することができるものとし、また、被請求国が定めるその他の条件に従う場合にのみ当該物件又は情報を使用することを要請することができる。請求国は、当該物件又は情報を秘密のものとして取り扱うことに同意した場合にはこれに従い、また、当該条件を受け入れた場合にはこれに従う。

3　証言若しくは供述を文書化し若しくは記録した物その他の物件又は情報（個人情報を含む。）を提供する国は、例外的な状況において、それらの提供に際し、それらを受領する国がそれらの使用に関する情報を提供することを要請することができる。

第十四条　物件の輸送、保管及び返還

1　被請求国は、請求国がこの協定の規定に従って提供された物件を被請求国が定める条件（当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む。）に従って輸送し、及び保管することを要請することができる。

2　被請求国は、この協定の規定に従って提供された物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求国が被請求国が定める条件に従って当該物件を返還することを要請することができる。

3　請求国は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。請求国は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を損傷し、又は損傷するおそれがあるときは、被請求国の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。

第十五条　証言又は供述の取得

1　被請求国は、証言又は供述を取得する。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、被請求国の法令に基づいて当該強制措置をとることを正当化する情報を請求国が被請求国に対し提供する場合には、当該強制措置をとる。

2　被請求国は、証言又は供述の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう、及び当該者が証言又は供述の提出を求められる者に対して質問することを認めるよう、最善の努力を払う。当該共助の請求に示された特定の者は、直接質問することが認められない場合には、当該証言又は供述の提出を求められる者に対して発せられるべき質問を提出することが認められる。

3　被請求国は、この条の規定に従って証言又は供述の提出を求められた者が請求国の法令に基づいて免除、不能又は特権を主張した場合であっても、当該証言又は供述を取得することができる。ただし、そのような主張が行われた際には証言又は供述を取得してはならない旨を請求国が共助の請求において述べている場合には、この限りでない。

第十六条　ビデオ会議を通じた聴取

1　請求国の権限のある当局が被請求国に所在する者を証人又は鑑定人として聴取する必要がある場合であって、その聴取が請求国の手続において必要であるときは、被請求国は、当該権限のある当局がビデオ会議を通じて当該者から証言又は供述を取得することを可能とすることができる。請求国及び被請求国は、必要な場合には、請求された共助の実施において生ずる法的、技術的又は事務的な問題の解決を促進するために協議を行う。

2　請求国と被請求国との間に別段の合意がある場合を除くほか、ビデオ会議を通じた聴取について、次の規定を適用する。

(a)　被請求国の当局は、共助の請求に示された聴取されるべき者を特定し、及び当該者の出頭を促進するため当該者を招請する。

(b)　聴取は、請求国の法令及び被請求国の法の基本原則に従い、請求国の権限のある当局により直接に又は当該当局の指示の下で行われる。